

## 北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

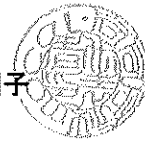
2021 年 7 月 27 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 060-0005  
住所 北海道札幌市中央区北5条西23丁目  
1-10-501

電話番号 011-641-9010

評価機関名 合同会社 moca l

認証番号 北海道 第20-004号  
代表者氏名 代表社員 宇津野 朗子

下記のとおり評価を行ったので報告します。

## 記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	高橋 春美	総合	第0018号
	(2)	神内 秀之介	総合	第0068号
	(3)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	認定こども園			
事業所名称	認定こども園 旭川宮前保育園			
設置者名称	社会福祉法人 旭川松の木会			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2020 年 8 月 11 日	~	2021 年 4 月 30 日	
利用者調査実施時期	2021 年 月 日	~	2021 年 2 月 1 日	
訪問調査日	2021 年 2 月 19 日			
評価合議日	2021 年 3 月 16 日			
評価結果報告日	2021 年 7 月 27 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

合同会社 m o c a i

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称: 社会福祉法人 旭川松の木会

代表者氏名: 理事長 松浦 正

所在地: 〒070-8002 北海道旭川市神楽二条12丁目1番25号

TEL 0166-61-0568

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

「認定こども園選択に必要な情報発信の配慮」

法人によるホームページで系列3園の情報発信のほか、パンフレットを作成して認定こども園の選択に必要な情報を希望者へ届くよう行政機関へ配布・配置しています。見学の希望者へは積極的に対応して丁寧な説明に努め、準備する資料や物品等の記載、園舎内の動線に配慮した教育・保育等説明の要点を整理した「見学マニュアル」を作成しています。また、追加資料として見学者の質問にも対応できるように想定質問を加味したより具体的内容の資料も作成・準備して見直しをかねながら説明対応に取り組んでいます。

「四季折々の自然を体感し、よく遊び、よく食べ、よく寝て育つこどもの心と身体を育む」

神楽岡公園、上川神社、クリスタルパークなどが近くにあり自然環境に恵まれています。6月から9月までは、園手造りの弁当を持ちピクニックに出かけ、図鑑を持って自然の中で探索活動を行い落ち葉拾いや昆虫採集をして、採取した虫を飼育したり葉や木の実などを使い製作活動を行っています。自己表現した作品は玄関ホールや廊下に展示され、いつでも保護者が送迎時に閲覧できるようになっています。また、広い園敷地はグラウンドと芝生園庭に分かれており、3歳以上児と3歳未満児は区分けされた安全な環境の下でプール、大型遊具、乳児用遊具、雪山のそり遊びなど年齢に合わせた季節の遊びが楽しめ、子どもたちは伸び伸びと遊んでいます。園庭の畑では野菜を栽培し収穫物を調理し自ら作って皆と味わう楽しさを体験するなど、一年を通した戸外活動は子どもの体力と集中力の向上にもつながり、興味を深め自発性・創造性を高めています。園目標の「丈夫な子ども、情緒の安定した子ども、自分で考え作り出せる子ども」はこのような活動を通して育まれています。

◇改善を求められる点

「具体的な施策をともなった中長期計画の作成」

園では年度末に全体的な振り返りを行い、職員で評価・反省を行っていますが、事業報告書は毎年度ほとんど変化がなく形骸化しています。また、事業計画は作成しているものの、毎年重要項目を反復しており、園を運営するにあたっての具体的な目標・課題設定までは記載されていません(保育内容に関しては、全体的な計画や年間指導計画の中に詳細を記載しています)。中長期計画についても策定はされているものの、旭川市の子ども子育てプランの全体計画に沿った抽象的な内容となっており、園や法人の独自性が反映されていません。園の将来を見据え、具体的な計画・活動内容を伴った中長期計画の作成が望まれます。

「地域交流や園が目指す子育て支援の実現」

園庭開放、近隣住民とのごみ拾いや美化活動、夏祭り等の園行事に近隣住民や卒園児の参加を促すなど積極的に取り組んでいます。園として積極的に近隣住民と関わろうとする姿勢や努力が伺えます。今後は、子育て支援や地域交流について、法人や園の基本方針や計画をしっかりと明文化して実施すると共に、更にボランティアの活用など地域への情報発信を工夫しながら様々な地域の人々との関わりを進め、園が目指す「身近な子育て応援者」を地域の中で実践できる体制構築が期待されます。

「保育のプロフェッショナルを育てる人材育成」

職員の配置はバランスを考慮して年齢構成されていますが、法人全体として新規園の開設などが重なったため若い職員も多く在籍し、年齢ではない部分で保護者の信頼感を得られるような人材育成を行うことが課題に挙げられています。保育知識のさらなる習得、保育技術の研鑽を重ねることはもちろん、保育のプロフェッショナルとしてふさわしい身だしなみやマナー、所作、言葉遣いなどについて継続的に取り組むことで保護者の信頼感を高めていくよう法人と園が一丸となり、現在のキャリアパスが活かされる人材育成のシステムが構築されることが期待されます。

「法人の歴史的経験からの標準的な実施方法の確立」

園の理念の基に、子どもを尊重しプライバシーにも配慮した園の教育・保育の経験的な配慮・実践が法人や園の歴史の中にあります。その経験知財産をもとに、一人ひとりの子どもの状態と保護者のニーズに応じた教育・保育を提供するための仕組みとして、標準的な実施方法とその記録のあり方について定期的にPDCAサイクルの視点から見直しする取組が期待されます。

「感染症マニュアルを見直し感染症から子どもを守る体制の整備」

感染症は子どもの生命に大きく影響を及ぼす危険性が高く、特に新型コロナウイルス感染症は細心の注意を行い、保育園クラスターの発生を防止することは喫緊の課題です。「保育場面のサービス実施マニュアル」を作成し具体的な注意事項や実施方法が書かれていますが、感染症マニュアルを見直し新型コロナウイルス感染症などを追加し、感染症の基礎知識、感染症の症状、感染拡大予防の基本、職員・園児の健康観察、施設内外の衛生管理、保護者への周知などについて明記することが望まれます。また職員への周知、研修、トレーニング、実施状況の点検などを行い保育園クラスター発生防止に向けた取組を期待します。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

当園は、40年目を迎える保育園です。今まで培ってきた経験を活かしながら保育を行っていました。今回、初めて第三者評価を受審し新たに気づいた事や運営方法を具体的に学ぶことが出来ました。また、職員が計画的に研修・勉強会を実施出来たことで、保育の振り返りや学びを職員全員で行えたことは大変有意義なものになりました。今後も、地域に根差した保育園となるよう、職員一同で取り組んでまいります。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

## 北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 令和 3 年 1 月 25 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人旭川松の木会		
事業所名 (施設名)	認定こども園旭川宮前保育園	事業 種別	認定こども園
所在地	〒 070-8002 旭川市神楽2条12丁目1-25		
電 話	0166-61-0568		
F A X	0166-62-0568		
E-mail	a-miyamae@minos.ocn.ne.jp		
U R L	<a href="http://www.asahikawamiyamae.jp/">http://www.asahikawamiyamae.jp/</a>		
施設長氏名	薬師 央		
調査対応ご担当者	薬師 央 (所属、職名：園長)		
利用定員	99名	開設年	昭和 56 年 4 月 20 日
<p>理念・基本方針：</p> <p>【教育・保育の理念】</p> <p>◎丈夫な子ども ◎情緒の安定した子ども ◎自分で考えつくりだせる子ども</p> <p>【基本方針】</p> <p>*四季を通して外遊び *のびのび子育て</p> <p>【指導目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四季を通し、自然から受ける豊かさを体で感じながら遊ぶ</li> <li>・友達とのかかわりを心から楽しむ</li> <li>・元気よく挨拶する</li> <li>・年齢に応じた生活習慣の確立</li> <li>・興味や自発性を大切にし、感動する経験を広げる</li> </ul>			
<p>施設・事業所の特徴的な取組：</p> <p>外遊び中心の保育を実施しております。豊かな自然の中、年齢に合わせた季節の遊びを行っています。「たくさん遊ぶ→よく食べる→よく寝る」という、子どもらしい生活を行うことで子どもの心と身体を育てます。</p>			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)		0 回	(平成 年度)
開所時間 (通所施設のみ)	7時00分～19時00分		

**【当該事業に併設して行っている事業】**

- ・延長保育事業
- ・幼稚園型一時事業 (定員9名)

【利用者の状況に関する事項】（令和 2 年 8 月 1 日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
1名	7名	15名	15名	17名	25名
5歳児	6歳児	合 計			
21名	8名	109名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしやく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間: \_\_\_\_\_ )

【職員の状況に関する事項】(令和元年 10月 1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	19名	1名	名	名	名
非常勤	16名	名	1名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	12名	1名	名
非常勤	名	名	7名	1名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	名	名	4名
非常勤	名	名	1名	名	6名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	1名 ( 名)
介護福祉士	名 ( 名)
保育士	12名 ( 7名)
	名 ( 名)
	名 ( 名)

(非常勤職員の有資格者数は ( ) に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	m <sup>2</sup>		
(2) 耐火・耐震構造	耐火		
	耐震		
(3) 建築年	昭和	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 改築年	平成	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	799.15	m <sup>2</sup>
(2) 園庭面積	486.00	m <sup>2</sup>
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行つて外遊びを行っている。	
(3) 耐火・耐震構造	耐火	
	耐震	
(4) 建築年	平成	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 改築年	平成	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)		
(2) 建物面積	m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制	
(3) 敷地面積	m <sup>2</sup>	
(4) 耐火・耐震構造	耐火	
	耐震	
(5) 建築年	昭和	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(6) 改築年	平成	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ





# 評価細目の第三者評価結果（認定こども園）

## 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

### Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	理念及び基本方針は明文化されており、ホームページやパンフレット・入園のしおりなどに記載されている。職員に対しては、入職時の研修並びに年間指導計画等を立案する際、法人独自で運用している理念シートなどを活用して理解促進や定着を図っている。保護者などには、園見学や入園時、進級時に担当職員より説明を行っている。今後は保護者などへの周知が、法人や園、職員によって周知の濃淡が無く統一した対応ができるように、資料や周知時期、方法について手順や体制が整備されることが期待される。

### Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	旭川市が公表している当園待機児童数情報、保護者の動向などについてモニタリングを行っている上、旭川市民間保育所相互育成会における会議等に参加し子ども子育てに関する社会動向について把握している。また、法人や園の現状について、毎月保育のコスト分析や利用率等の分析を本部事務長を交えて3園会議で情報共有している。今後は、重要な3園会議の次第や議事並びに記録を整備し継続的に把握した情報や分析した結果がエビデンスとして蓄積されることが期待される。
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	主に3園会議で現状の経営課題や状況が把握できるように運営されている。また、必要事項については理事会や評議員会などで検討されている。人員や運営上の緊急の課題について、すぐに施設内で対策をとり実施している。現状の法人並びに園の経営状況については、園の保母会議の場で概要について伝達されている。今後は、課題の抽出・明確化及び明文化による計画立案などPDCAサイクルに基づき職員に対して見える化を行い、具体的に職員一丸となって改善に取り組めるように体制が整備されることが期待される。

### Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	旭川市が策定した中・長期計画である子ども子育てプランを参考に、3園会議で検討し計画が立案されている。現在の中・長期計画が大項目の例示にとどまっており、当園の具体的な目標や収支の計画にまでの反映に至っていない。今後は法人及び園の中・長期的なビジョンの確立や人員計画、その具体的な目標や取組、並びに収支計画が立案されることが期待される。

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	単年度計画については、前年度の3月までに3園会議で、園では主に保母会議にて職員間で協議し、単年度事業計画や指導計画、行事計画など一連の必要計画案が立案され、理事会・評議員会で承認される流れとなっている。今後は、各計画に評価の指標となる数値目標及び実施の裏付けとなる財政的な計画も同時に策定されることが期待される。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	単年度事業計画は、本部と3園会議が中心となって立案され、保母会議にて園長により口頭で説明し職員に伝達している。また、指導計画や行事計画はほとんど定型化されており、全職員で前年度3月までに見直しを行い、その評価をもとに新年度の各種計画を策定し、定期的な保母会議で進捗状況や現状を把握している。今後は、指導計画や行事計画のみならず、事業計画についても職員が立案から参画し、具体的な目標や取組が明示され、定期的に評価できる仕組みとなるように体制が整備されることが期待される。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	年間の行事計画などは、入園時や保護者会、園だより、その他掲示や日々の送り迎え機会を通じて保護者に周知している。今後は事業計画についても保護者等に周知することを前提に策定された上で、コロナ禍で制限事項などが多いことも配慮しホームページやメーリスなどの活用を再検討し、わかりやすく周知する仕組みが構築されることが期待される。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	3園会議や保母会議にて、研修で保育の質の向上について協議を継続することや、全職員で年2回自己評価を実施し結果をホームページに公開するなどの取組を行っている。今後は、評価から具体的な計画立案・実施・見直しというPDCAサイクルに基づいた取組が機能できる体制を整備されることが期待される。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	評価結果による課題の抽出や共有までは3園会議や保母会議ではできているが、具体的な改善策やそのためのロードマップの立案までには至っていない。今後は、抽出された課題に対し具体的な取組目標やその方法、評価指標を合わせて計画が立案されることが期待される。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	園長や主幹の役割や責任は職務分担表、業務分担表などの中で明示されており、緊急時の対応における体制、不在時の対応についても明確化されている。職員へは保母会議や掲示などで周知されている。今後は、保護者に対しても信頼と安心へつながるよう、必要事項については入園時の重要事項の説明や年度当初の挨拶にとどまらず、年度ごとの最新情報の資料配布やホームページでの情報の公表など、理解されやすい取組が期待される。

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	園長は旭川市などの行政主催の会議や講習会、育成会や社会福祉協議会などの業界団体主催の会議や研修に参加し、労務・防災関係など園運営に関連する法規についても理解を深めている。また、本部と連携し厚生労働省のホームページ等で、遵守すべき法令の情報収集を行い理解を促進している。今後は、収集した情報をカテゴリーごとに取りまとめリスト化するなど、情報の整理と更新ができ易い工夫や、職員へわかりやすく伝えられるよう整理されることが期待される。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	定期的に個人面談を実施し職員それぞれの現状の課題などについて把握している。また事故防止に注力し、事故やヒヤリ・ハットの場合は、管理者自らが直接確認を行い対策を講じている。また併せて、最低月1度以上は全園児の連絡帳を確認し、保護者の意見や課題などを把握して職員と情報共有し、指導力を発揮している。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	3園会議での協議などを活用し、30分単位の新たなシフト導入や年単位での勤務形態を構築するなど、コンプライアンスとワークライフバランス及び人員確保を含めた事業の安定運営に対する業務改善に対し、指導力を発揮している。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	実習生の受け入れを積極的に行うことや保育士を新卒から正職員として採用することなどで採用力を高めること、子育て支援員や高齢者等をパート雇用し補助業務を担い、保育士の負担軽減につなげ保育士の定着につなげるなど工夫している。また、パート職員においても正職員登用、短時間勤務から常勤へ変更、ライフスタイルやライフイベントに合わせた契約変更など可能な限り柔軟に対応している。今後は、近視眼的な定員による人員確保の施策のみならず、中長期的なビジョンを確立した上で、必要な専門人材の採用・定着について法人・園としての方針や計画が立案されることが期待される。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	法人全体で運営されている職責に応じたキャリアパス基準が設定されており、概ね上期下期の年2回、園長や主幹職員が職員と面談を実施し、面談及び評価結果は処遇などに反映されている。今後は制度の定着と向上を目指し、考課者研修の実施や評価項目の見直し、目標管理など職員自ら制度にコミットできる内容へ改善されることが期待される。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	職場満足アンケートの実施にまでは至っていないが、年に2回以上個人面談の時間を設け職員の意向を把握している。また、シフトを30分単位で組むことで希望に応じた働き方ができ、有給休暇が取得しやすいように工夫している。今後は、職員によって業務に偏りがないか、また、偏りがあった場合はその偏りは職責や職務に照らした上で適正かなど評価検討した上で、全ての職員にとって可能な限り公平な取組が継続的にできる体制の構築が期待される。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b キャリアパス要件を鑑みながら、定期・随時面談や日頃の職務の取組から職員の業務上の課題や目標を明確化、到達度の把握を行い、業務目標の設定や再設定、法人が期待する職員像の確認を行っているが、最終的には全体としての包括的な取りまとめとなっており、職員一人ひとりの個別の育成システムの確立には至っていない。今後は、職員一人ひとりに対し到達目標が設定され個別育成システムが確立されることが期待される。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b 法人及び園で、年次の職員研修計画が策定されている。毎年度形式的儀礼的な研修が多く、外部研修もその時々テーマに合わせて受講対象職員を、経験や過去の受講履歴、キャリアパスグレードなどから当てはめている。今後は法人並びに園で育成や研修などの基本方針や計画が策定された上で、必要な研修が必要な職員へ行き渡るような体制が構築されることが期待される。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b 法人及び園で、年次の職員研修計画が策定されている。法人や園の内部外部の研修に職員の経験や職務・契約パターンなどからその時々テーマに合わせて受講対象職員を選定し受講機会を確保している。今後は法人並びに園で育成や研修などの基本方針や計画が策定された上で、必要な研修を受講できる機会が確保されるように、現在始まったオンライン研修の活用促進など更に向上されることが期待される。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b 実習生受け入れマニュアルや関係帳票が整備されており、担当職員が配置され毎年保育士をはじめ他の専門職などの実習生も受け入れしている。今後は、法人や園として何故実習生の受け入れをするのかなどの受け入れの基本方針や、法人や園独自の狙いなどを検討策定の上、担当職員以外や送り出す学校などへの理解が促進するよう、体制や関係帳票などが整備されることが期待される。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	ホームページが開設されており、理念・基本方針とともに、園の概要や実践する保育、決算報告などが公開されている。今後は、現在ある保護者も含めた内部関係者向けのお便りの関係機関や一般への公表化（広報誌化）の検討や、ホームページの情報更新頻度の向上、内容の充実など更に活用され情報が公開されることが期待される。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	内部統制として事務・経理・取引に関する各規程類が整備され、法令に準拠した経理システムを導入し、社会福祉法人会計基準に応じた会計管理をしている。雇用や総務労務関係では、社労士事務所や顧問弁護士に相談できる体制を整備している。今後は必要に応じて、定期的に公認会計士などの外部からの監査等チェック体制が準備されることが期待される。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-4-（1） 地域との関係が適切に確保されている。			
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	月1回の園開放のほか、夏祭りや地域交流会を行っている。子どもたちの小ピクニックや散歩では地域の人への挨拶やゴミ拾いを率先している。また、中学生の職業体験学習や高校生野球体験教室なども実施している。今後は、園として地域の中でどのような存在になりたいのか、現在園としても検討している災害なども含めた地域とどのような関係を構築したいのかなど、基本方針や具体的な取組の計画などが策定された上で実施されることが期待される。
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	現在はボランティアの活用や活動実績が殆どない。また、受入マニュアルや関係帳票も整備していない。今まで問題は起きていないが、今後は実習生の受け入れと同様に、法人や園としての考え方や方針を検討取りまとめた上で計画などを策定し、マニュアルや関係帳票なども整備して具体的な取組が実践されることが望まれる。
Ⅱ-4-（2） 関係機関との連携が確保されている。			
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	事例を中心に、関係機関については連絡先など個別に明記され職員間で必要な連携先機関がわかるように備えられている。また、保護者等へはポスターの掲示やお便りにて関係機関が紹介されている。ケース事例に応じて、旭川市の巡回相談、たいせつネット等と連携している。必要時には、都度医療機関や子ども子育て総合センター、児童相談所との連携を図り、ケース検討会議にも参加している。今後は、事例による個別の繋がりのみならず、それを起点に定期的な連携や有機的なネットワークの形成、園内では担当職員以外の理解促進のためのリスト化や具体的な連携方法と手順、連絡先等のノウハウの共有が促進されることが期待される。
Ⅱ-4-（3） 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b	評価年度にはコロナ禍で活動が自粛されたが、例年は用具貸出や絵本の貸し出しを行っている。併せて子育て相談や栄養相談を行っている。また、園開放時には園庭や備品等を地域の子ども達に開放し、園児や職員と一緒に遊んだり製作を行っている。今後は更に地域との連携を深め、自園の持っているハード及びソフトについて地域に還元できる機能は何か、継続的に取り組める事項は何かを検討した上で、更に実践されることが期待される。
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	長年地域への園開放や年中行事を実施している。町内会等と連携を図り、地域の子育てに不安を抱く家庭の子育て孤立化防止に取り組んでいる。また、町内会と連携し避難訓練を職員参画で実施している。園が地域の一時避難場所となっており、園長が町内の防災部長として参画している。今後は、この地域の課題となりつつある高齢者層への支援など保育以外の地域課題も含め把握する取組を検討実施し、現在実施している事業や活動を活かした何かしらの事業や活動ができないか検討され、場合により実施されることが期待される。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-1-1-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	園の理念や保護者説明に利用する「重要事項説明書」「たしかな生活力をつけよう」「保育場面のサービス実施方法マニュアル」等や基本的趣旨説明を含めた各種マニュアルをファイリングして各職員へ配布し、研修や勉強会を通じて子どもを尊重した保育について職員の共通理解と意識向上に努めている。年2回、「保育所・認定こども園等における人権のためのセルフチェックリスト」を活用して子どもを尊重した保育の配慮についても振り返り把握に取り組んでいる。
29	Ⅲ-1-1-1-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	オムツ交換時の移動パーテーションを用いた仕切り、各洋式トイレに子ども目線に応じたドアの設置、プールの際の着替え方等プライバシー配慮に努めている。「虐待防止のマニュアル」を整備し事例付きの資料も活用しながら不適切な事案にも対応した保育に努めている。プライバシーに配慮された保育が経験的に行われているが、より職員の理解を図るためにプライバシー保護に関する規定・マニュアル等について保護者への周知も含めて検討・整備することが期待される。
Ⅲ-1-1 (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-1-2-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	法人のホームページで園の情報発信を行い、法人作成のパンフレット「のびのび」を市役所へ配置している。見学については、見学者に配布説明するパンフレット等資料の準備から見学ルートに沿って保育環境や保育内容の具体的な例を明示した「園見学マニュアル」を整備し、園開放案内も含めた丁寧な見学対応に取り組んでいる。園開放は、子どもと保護者が一緒に遊びを通じた保育体験を行い保育所選択への情報提供に努めている。
31	Ⅲ-1-1-2-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	入園時には事前に電話で書類の確認説明を行い、その後個別面談を実施し、「重要事項説明書」や保育内容説明パンフレット「たしかな生活力をつけよう」等を用いてわかりやすい説明を行い、保護者の意向や不安等を把握しながら各種同意書を得て記録を残している。特に配慮が必要と思われる保護者にも経験を活かして丁寧な説明に努められているのでその経験知を活かしたルール化に取り組むことが期待される。
32	Ⅲ-1-1-2-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	転園時の保育の継続性については、園児の年齢や状況によって配慮を行い、特に3歳未満児には園長や担任保育士による電話や家庭訪問の対応を行うなど、子どもの育ちについて聞き取り相談支援を行っている。転園等変更への対応が経験知によって行われているので、保育の継続性の配慮手順や引継ぎ文書等を定め、園の利用が終了しても相談が可能な窓口や担当者配置等を明示し、行事案内を通じた関わりも含め相談方法等について保護者等への説明・配布に取り組むことが期待される。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b 日々の送迎時の保護者聴き取りと連絡帳を通じてコミュニケーションを図り、年2回の個別面談時にも保護者の満足感把握を意識した面談を行っている。日々の教育・保育で子どもの様子から満足感を把握し、より子どもの満足感を高める保育に努めている。個別面談や食育アンケート調査を行っていることで、園で過ごす生活の満足感について子どもや保護者から把握した結果を組織的に分析・検討し保育の質を高める仕組みとして確立することが期待される。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b 法令で求められている社会福祉事業の経営者における基準としての苦情解決体制を構築し、担当者の氏名及び電話番号を掲示して保護者へ重要事項説明書で説明を行っている。苦情が0件であることを課題にして、保護者等の申し出のしやすい仕組みなのか、また、苦情対応体制の機能が保育の質の上向上につながることへの職員理解が浸透しているのかも含めて、意見箱の設置、アンケート実施等への取組、わかりやすい仕組みや周知のあり方等、苦情解決の仕組みが機能する取組の検討が期待される。
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b コロナ禍ゆえ限られたスペースではあるが、玄関及びそれに続く図書コーナーと廊下の規制表示サイン前のゾーン等、少しでも広いゾーンを確保して、日々の送迎時に保護者への声掛けから意見を把握することに努めている。連絡帳に苦情等の記載があればすぐに園長に報告する仕組みがある。苦情以外の相談や意見について連絡帳以外の方法や担任以外への相談等、保護者が手段や相手を自由に選べる環境の整備に取り組み、保護者周知を行うことが期待される。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b 保護者からの、お迎え時に子どもが玄関先でぐずるので保護者が疲れるとの意見を拾いあげて、職員が着替え等の帰宅準備のサポートを行ってからお迎えの保護者へつなぐ等、事例に応じた対応の経験を重ねている。日々の保育で保護者からの意見・要望・提案等を取り入れ経験知を重ねているので苦情のみならず意見・要望・提案等を積極的に取り入れる仕組みの明示に向けて対応マニュアルの整備に取り組みすることが期待される。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b リスクマネージャーとしての保健衛生・安全対策リーダーの職務・園務分掌を行い、ヒヤリ・ハットと事故報告書等の管理や対策対応を行う体制を構築している。ヒヤリ・ハットの事例記録が、ハード的な落とし物による事故対応防止が主となっているので、一歩進めて教育・保育上の質の上向上を目指した観点からソフト面の事例収集を積極的に行う取組が期待される。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b 「施設内感染症対策マニュアル」の作成、感染症対策委員会の設置から感染症予防や発生時の対応を行っている。季節的感染症の時期には保母会議での意識啓発と保護者向けポスターの掲示や「ほけんニュース」で周知している。感染症対策委員会の設置体制があるので、新型コロナウイルス感染症対応を含めた感染予防策等の定期的な評価・見直し、マニュアルの見直し及び周知徹底への計画的な施設内研修の実施等が組織的に機能する体制の充実に期待される。



39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	事業継続計画（BCP）を意識した「危機管理マニュアル」を策定して体制の整備に取り組んでいる。住宅街地域の施設として「災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定」を行政と締結し指定避難場所となり、地域の防災訓練へ全職員が参加する等、園の機能を発揮している。保護者にも入園時と進級時に避難の流れや安否確認の緊急メール配信システムの周知・確認を行っている。BCPとしてのマニュアルが新旧混在しているので備蓄リスト作成等も含めて多様なマニュアルの整理に取り組み、より実効性のある組織的な取組が期待される。
----	--	---	--

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b	直接業務に係る「保育場面のサービスの実施方法マニュアル」を作成し職員全員へ配布している。リスク管理業務については、法人の定期的な3園合同研修を通じて職員に周知徹底を行っている。園における標準的な実施方法のさらなる確立のために、法人の目指す理念を踏まえ、子どものプライバシー配慮や個々の保育士の保育観も大事にしながら、一人ひとりの子どもの状態に応じた教育・保育を提供するPDCAサイクルに基づいた内容で文書化する取組が期待される。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	園の教育・保育上の経験知から年度末の会議での標準的な実施方法に関連するマニュアルの見直しと季節活動の前に関連するマニュアルを確認する会議を設けている。現在年度末に行っている標準的な実施方法の見直しを、園として計画的に検証するための時期や見直す方法について再度検討し、保護者等の意見や提案を反映させる仕組みも検討して組織的に定めて取り組むことが期待される。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	理念、保育目標から保育計画が策定される仕組みがあり、職務分担として主任保育士を指導計画の作成指導者と定めている。支援困難ケース対応の必要性があれば関係機関による巡回相談等と情報を共有しながら教育・保育の提供に努めている。法人の3園の教育・保育の同質化を目指す方針から指導計画を策定しているので、その良さを活かしながら、在園する多様な子どもの教育・保育実施上のニーズ把握のアセスメントから計画・実施・評価・見直しのプロセスのみならず保護者意向を把握する手順等を定める取組が期待される。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	法人の3園での同年齢クラスでの教育・保育の標準化・明確化をもとに年間指導計画を4月に策定し、10月に評価、見直しを行っている。個別面談で計画の見直しが必要な場合は個別指導計画を変更する仕組みがある。各指導計画の評価・見直しは、指導する職員の経験を基に行われているので、その経験知を基に、評価・見直しを行う時期、記録方法、指導計画変更の手順と周知方法等を明文化し教育・保育の質の向上に向けた積極的な取組が期待される。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	<p>b</p> <p>子どもに関する記録等は職員室内の指定場所でいつでも職員が閲覧できる環境があり、毎週の保母会議等で情報共有に取り組んでいる。園で定めた保育計画書の書き方や連絡帳の書き方等は例示的な資料と指導する職員の経験を基に記録の指導が行われているので、その経験知を活かし、PDCAを踏まえた保育の実施状況の記録あり方の検討し各様式を活用する経時的な手順を含めた標準的な実施方法と統合的につながった記録要領の作成に取り組むことが期待される。</p>
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	<p>b</p> <p>個人情報管理規定を整備し、入職時に研修を行い守秘義務の誓約書を職員から得ている。入職後は保母会議で随時意識啓発として確認・周知されて規定の遵守に取り組んでいる。保護者へは「重要事項説明書」や「たしかな生活力をつけよう」の説明時に個人情報の取扱い配慮について説明を行い、個人情報使用同意書や写真掲載承諾書等を得ている。個人情報管理規定の第3章個人情報管理に係る安全措置の概要に、定期的な教育を行うことを明記しているので、入職時の誓約書のみならず計画的な資質研鑽の研修を行うことが期待される。</p>

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-1 (1) 保育課程の編成		
A① A-1-1 (1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b	全体的な計画は、教育・保育指針や教育・保育目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえつつ教育・保育のねらい及び内容が園の生活全体を通して総合的に展開されるように編成している。保育課程は年齢ごと年間目標、指導計画から編成され、さらに月案・週案・日案を作成し、年度末に見直している。今後は雇用形態に関わらず全職員の参画により創意工夫した編成が行われることが期待される。
A-1-1 (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A② A-1-1 (2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	エアコンや温・湿度計を設置し快適な状況になるよう管理している。教材や遊具などは園児が自分で出し入れしやすい場所に設置され、自己管理しやすい家具の配置で整理整頓されている。施設全体は主任が、各クラスは担当保育士が事故防止チェックリストを活用し毎月点検を行っている。日常的にきめ細かにヒヤリ・ハット事例を検証し、改善策を立て職員間で情報共有し事故防止に取り組んでいる。0歳児保育室の掃除機を専用にし、コップやおもちゃの消毒に殺菌庫を設置、未満児室ロッカーの開閉はマグネットを使用するなど衛生面も配慮しながら安全な環境管理をしている。また、玄関入り口には送迎時に親子で絵本を読めたり、子どもが創作した作品を展示した小ホールなど安心して伸び伸びと心地良く過ごす環境づくりに取り組んでいる。
A③ A-1-1 (2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	入園時の保護者面談で子どもの育ちや家庭環境を聴き取って児童票を作り、年2回保護者懇談を行い一人ひとりの状態の把握に努めている。入園後も個人記録に経過を記録している。子どもが自由に欲求を表現しやすいように話をじっくり聞いたり、せかしたりせず人権擁護を念頭に置いた言葉遣いや対応を行い、子どもの心に寄り添うように努めている。担当保育士は必要時には園長などの支援を受けたり、他職員と対応を協議するなど情報を共有しながら関わっている。
A④ A-1-1 (2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	子どもの成長に合わせ、食事、排泄、着脱、清潔などの基本的な生活習慣が確立できるように机や椅子の選択、遊びと食事のスペースの区分、自分で出し入れができる靴箱や道具箱の配置等、子どもの主体性を尊重しながら積極的に活動できるように関わっている。また、就学時に自主的に給食の行動がとれるように時計の絵を掲示している。保護者とは連絡帳や送迎時の関わりを通して情報を交換し子どもの発達課題に向けて取り組んでいる。
A⑤ A-1-1 (2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	戸外活動を積極的に取り入れ、3歳以上児は園庭で、3歳未満児は芝生で毎日体を動かしている。夏は近隣の公園などへ出かけ虫を探したり、冬はグラウンドの雪山でそり滑りなど季節を問わず一年を通した戸外遊びを行い体力向上にもつながっている。お遊戯会、お店屋さんごっこ、縦割り保育などを通して子ども同士で協力したり、友達と一緒に遊ぶルールを知ったり、ルールを守りながら友達といる居心地の良さを感じたり、自分を表現しながら個別・集団活動を通して子ども同士が学び、主体的に生活と遊びができるための工夫をしている。

<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育課程を基に指導計画を作成し、担当保育士を配置して日常の観察や対応をしている。0歳児専用連絡帳は時間軸で家庭と園の生活がわかるようになっており、保護者とは送迎時の関わりを通し日々情報を共有し、一人ひとりの発達や体調にきめ細かく対応している。子どもの目線でおもちゃを置く、名前と呼ぶ、スキンシップをするなど保育士と愛着関係が持てる関わりをしている。伝い歩きがしやすい環境づくり、ぶつかってもケガしないキューブクッションの使用、SIDSに関する職員への周知、誤飲につながるものを確認するため手拭き掃除の実施、専用の掃除機の使用、おもちゃ用の殺菌庫の設置など衛生面も考慮した安全・安心な環境づくりをしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>全体的な計画を基に年間指導計画を作成し、月案、週案、日案を立て、毎日の保育を通して到達目標に近づけていけるよう環境を整備している。一人ひとりの発達や健康状態を把握し個別指導計画を作成し、基本的な生活習慣の形成と自分でやろうという気持ちを尊重し個性を配慮して関わっている。遊びたいときに好きな玩具を取り出し、自由に探索活動ができるように安全に配慮した環境を整えている。縦割り保育での年長児との交流の様子等をお便りや玄関のホワイトボードで発信している。個別対応は、1歳児と2歳児専用の連絡帳や送迎での関わりを通し保護者と情報を共有し個々の状況に合わせた保育をしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>全体的な計画に基づいて、養護と教育の一体的展開がされるように環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。年間指導計画に基づき、月案、週案、日案を立て、毎日の保育を通して子どもの到達目標に近づけていけるよう、一人ひとりの発達や健康状態を把握し個別指導計画を作成している。月2回の学習や英会話の指導、専門講師による体育指導が行われている。また、行事やグループ遊びなどから集団活動でのルールの大切さを学び、遊びを通してバランス力や体力の向上も図っている。さらに、共同創作活動や創造的な遊びを通して自己表現力や他者理解を深める力、物事をやり遂げる力、譲り合い他者を尊重する力などを育てている。また、地域の高校生との野球教室や大学サークルなどと交流する機会を持っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p></p>	<p>対象外</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>個別指導計画に長時間保育を位置づけ、延長保育担当保育士を複数配置している。伝達事項はクラス担当保育士の引き継ぎと専用ノートやホワイトボードを活用し、必要な情報が途切れなく正確に伝達し統一した関わりができるようにしている。一日の動きに合わせて手作りのおやつなども量や種類を選択して取り入れている。前時間の保育を考慮した過ごし方をしたり、スキンシップの時間を多く持つなど、家庭的雰囲気の中でゆったり過ごせるように遊びや場所を考慮している。異年齢児とも一緒に過ごし交流できるように環境を整備している。お迎え時の保護者との連携を密に行い、保護者の都合による予定外の保育にも対応している。</p>

<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <p>A⑩</p>	<p>b</p>	<p>個別指導計画では就学に向けての目標を保護者と共有し見通しを持てるように関わっている。保護者とは個別懇談を年2回設定し、気になることを聞き取り必要に応じて個別に対応したり、小学校への引継ぎ時に伝えている。近隣の小学校を見学するなど子どもが就学への期待を高められるように関わっている。年長児担当保育士は幼保小連携の研修に参加している。小学校との連携は「保育所児童保育要録」を作成し小学校に郵送し、必要に応じて電話や対面で伝えている。今後は、小学校教諭との合同職員研修など積極的な連携が期待される。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p> <p>A⑩</p>	<p>b</p>	<p>保健計画は年齢別、月別に目標や保健に関する行事や活動などきめ細かな内容で策定している。健康管理、衛生管理に関するマニュアルを整備し、それに基づき健康管理をしている。既往症、予防接種、疾病や怪我など個々の健康記録がある。登園時の視診や前日体調が悪かった時は保護者から状態を聞き取り保育に反映するため、朝の連絡や会議での伝達のほか、クラスノートに記載し職員間で情報を共有している。SIDSに関する知識を職員に周知し毎日プレスチェックをしている。個別懇談等で知り得た特に配慮が必要な事項については個人記録に記入し、必要時職員に周知している。保護者には流行している感染症等について人数を貼り出し、ポスターやほけんニュースなどで知らせている。今後は、対応手順だけでなく新型コロナ感染症なども含め子どもの罹りやすい病気や感染症の基本的知識を追加するなど健康管理マニュアルの見直しが期待される。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p> <p>A⑩</p>	<p>a</p>	<p>園囑託医による内科健康診断と園囑託歯科医による歯科検診は年2回実施しており、結果を保護者へ通知するとともに、個人記録に保管し職員間で情報を共有している。3歳児以上は歯磨きを行い、4、5歳児は歯科検診時に歯の染め出しを行い、年2回歯科医によるブラッシング指導を行っている。0、1、2歳児は食後に番茶で口腔内の清潔に努めている。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p> <p>A⑩</p>	<p>b</p>	<p>アレルギー対応マニュアルを整備し、入園時面談でアレルギーの有無を把握し、医師の診断書を提出してもらい、対応について職員間で情報を共有している。給食用食事チェックノートを用いて給食調理員と保育士で二重チェックを行い、ネームプレート付トレーにて配膳し、担当する保育士が配膳時と食事終了時にサインをしている。会議で研修を行い、全職員にアレルギー児の内容と緊急時対処方法について周知している。今後は、月末に保護者と翌月の献立を確認し合うなど、保護者との連携を強化することが期待される。</p>

A-1- (4) 食事		
A-1- (4) -① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	AⓄ	a 給食年間計画では各月の給食目標、食事内容の配慮、指導上の注意点、園での実践と家庭での働きかけなどについて策定され、年齢別指導目標では食事内容、食べ方やマナー、食事への興味、家庭や地域との連携などきめ細かく検討し策定している。クリスマスバイキングやひな祭りなどの行事食、6月から9月まで毎月お弁当を持って戸外にピクニックに出かけるなど、食べるだけでなく楽しめるように創意工夫がされており子どもたちの楽しみになっている。給食室はガラス張りの為、作っている様子を見たり美味しい匂い嗅ぐことが、子どもの園生活リズムにおいて楽しみの要となっている。また、年長児は園の畑で作った野菜で栄養士と一緒にクッキングを行っている。
A-1- (4) -② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	AⓄ	a 子どもの体調、生活リズム、日中の活動量、好き嫌いなどを考慮し、一人ひとりの育ちや発達に合わせた食事ができるように、食事量を加減したり、個人の嗜好を考慮し無理強いせず自然に偏食がなくなるように関わっている。食材は旬の野菜、地産地消などを考慮している。栄養士は給食時に各クラスを回り献立や食育の説明をしたり、子どもたちの意見や要望を聞いたり、残食を確認して献立や調理に反映している。保護者には、保護者試食会をしたり、園で食べているメニューやレシピなどをお便りで発信している。衛生管理については、大量施設衛生管理マニュアルに則り衛生的に調理し、安全な給食提供に努めている。

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2- (1) 家庭との緊密な連携		
A-2- (1) -① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	AⓄ	b 玄関のホワイトボード、連絡帳、送迎時に口頭などで園での子どもの様子を知らせたり、保護者から家庭での様子を聞くなど情報交換を密に行い、必要に応じて個人記録に記載し職員間で共有している。また、保育の意図や取組について各種のお便りで発信しているほか、入園時、行事、個別懇談、参観日等の機会に保護者の理解を得るように園長や担当保育士が説明しているが、保護者の理解を得られているかは把握していない。保護者が理解しやすい内容や方法などの見直しや個人記録に記載する内容について職員間で標準化するための記録要領の作成等の取組みが期待される。
A-2- (2) 保護者等の支援		
A-2- (2) -① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	AⓄ	b 送迎時には園内に入り保育を見てもらったり、その日にあったことなども伝えている。送迎時の声掛けや懇談時の保護者との対話を大切に、保護者が相談しやすい雰囲気づくりを行っている。保護者から相談があった場合は時間を設け、相談内容は個人記録に記載している。担任保育士が相談を受けた場合は職員間で協議し、情報を共有して園全体での取組につなげ、必要に応じて関係機関にもつなげている。今後は、担当保育士のキャリアや保護者との関係構築ができていない場合など相談しづらい状況への対応策の検討が期待される。また、状況変化への相談対応がタイムリーにできるようなシステムやプライバシーが守れる相談スペースの確保など検討、見直しが期待される。

<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p> <p>A④</p>	<p>a</p>	<p>登園時の視診、健康観察、午睡時の身体チェック、保護者との会話など日頃から子どもの心身状態や親子の関係についてきめ細かく観察し早期発見に努めている。身体測定では低体重児や低身長、あざや傷などを観察し兆候を見逃さないようにしている。虐待対応マニュアルを整備し研修を行い職員に周知している。虐待の兆候を発見した時は園長に報告し、園内で情報を共有し対応を協議している。児童相談所や子ども総合相談センター、市役所の子ども育成課などの関係機関にも相談し連携する体制を整えている。</p>
---	----------	--

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>		
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p> <p>A④</p>	<p>b</p>	<p>週案・月案・年間計画などで担当保育士、副担当保育士が保育実践の振り返りを行い、保母会議において全職員で振り返りを行っている。自己評価は「自己チェックリスト」を使用し年2回実施しホームページに結果を公表している。また評価の低いところは勉強会を行っている。課題は保育士個々に委ねられる傾向にあるため、保育課題が職員全体で協議され、職員相互の学び合いや意識の向上につながり保育の改善策として実施されるよう、園全体の保育の質向上につながる仕組みの構築が期待される。</p>